

北見市財務規則（平成 18 年北見市規則第 66 号）第 116 条の規定に基づき、地域限定型一般競争入札について次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 22 日

北見市公営企業管理者 山 田 孝 雄

1 入札に付する工事の内容

- (1) 契約番号 408120029
- (2) 工 事 名 公共下水道小泉 4 号幹線外改築工事（第 1 2 工区）
- (3) 工事場所 北見市小泉 2 1 6 番外
- (4) 業 種 一般土木
- (5) 工 期 令和 8 年 8 月 25 日から令和 8 年 12 月 21 日まで
- (6) 工事概要 污水管改築工事
管更生 φ250～350、工事延長 L=172.81m
- (7) 設計金額 25,839,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (8) 入札方法 地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書及び入札書の提出等を電子入札システムを利用して行う工事である。
(電子入札システムの運用は、北見市電子入札運用基準による。)

2 入札参加資格

(1) 共通事項

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 北見市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に対象工事と同一の業種及び B 等級に登録されていること。
- ウ 北見市内に建設業許可の本店を有する者であること。
- エ 告示の日から入札執行日までのいずれの日においても、北見市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、

経営状態が著しく不健全でないこと。

カ 次に掲げる基準を満たす建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

- ① 対象工事に定める技術者の条件を満たすこと。
- ② 監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 申請者と 3 か月以上の雇用関係があること。

キ 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一の入札に参加していないこと。

- ① 資本関係
 - a 親会社と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他
 - ①、②と同視し得る特定関係があると認められる場合

ク 平成 28 年 4 月 1 日以降に本工事と同種の工事を元請として施工し完了した実績を有する者であること。

[同種・類似工事の基準]

工種 下水道管新設又は改築工事

管種 鉄筋コンクリート管又は硬質塩化ビニル管

口径 φ200mm 以上

工事延長 L=100m 程度

3 入札参加資格の審査に必要な申請書類、提出期間、提出場所及び提出方法

この地域限定型一般競争入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、公営企業管理者から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この地域限定型一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書（北見市地域限定型一般競争入札試行実施要綱（平成 26 年内規第 48 号。以下「要綱」という。）様式 1）
- イ 資本関係・人的関係調書（要綱様式 2）

ウ 配置予定技術者調書（要綱様式 3）

エ 類似工事施工実績調書（要綱様式 4）

なお、申請書類は、北見市総務部契約課において告示の日から配付するほか、北見市のホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 提出期間

令和 8 年 7 月 2 2 日から令和 8 年 7 月 3 0 日までの北見市の休日を定める条例（平成 18 年北見市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。

(3) 提出方法

ア 電子入札システムにより参加申請する場合

電子入札システムの利用申込等が完了している場合には、電子入札システムによる。

（ア）地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書

電子入札システムによる申請とする。

（イ）資本関係・人的関係調書、配置予定技術者調書、類似工事施工実績調書（各調書の添付資料を含む）、

電子入札システムによる申請時に電子ファイルにて添付する。

※添付ファイルの容量（1 0 MB）を超える場合

以下の①及び②により提出する。

①電子入札システムによる申請時に「送付・持参提出通知書」（電子様式 1）に添付できない書類を記載して添付のうえ申請する。

②添付ファイルの容量を超えた書類を紙で印刷し、「添付書類内訳書」（紙様式 2）を添付して、郵送又は持参にて提出する。

イ 紙により参加申請する場合

電子入札システムの利用申込が未了である場合には、紙に印刷した申請書類等の持参による。

(4) 紙書類の提出場所

北見市総務部契約課

〒090－8501

北見市大通西 3 丁目 1 番地 1

電話 0157－25－1242

FAX 0157－25－6932

(5) 入札参加資格審査の結果については、令和 8 年 8 月 4 日までに通知する（要綱様式 6）。

4 入札参加資格がないと認めた者への理由の説明

(1) 入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求めること

ができる。この場合、令和 8 年 8 月 1 2 日までに北見市公営企業管理者（提出先総務部契約課）に対し、書面で持参により提出するものとし、持参以外（郵送、ファクシミリ等）による提出は受け付けない。

- (2) (1) の説明を求めた者に対し令和 8 年 8 月 1 7 日までに書面（要綱様式 7）により回答する。

5 入札説明書を交付する期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 7 月 2 2 日から入札日の前日までの休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

(2) 場所

3 (4) に同じ。

なお、北見市のホームページからもダウンロードすることができる。

6 設計図書を配付する期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 7 月 2 2 日から入札日の前日までの休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（入札日の前日は午後 3 時 00 分まで）。

(2) 場所

3 (4) に同じ。

(3) 電子閲覧

電子閲覧の利用登録がある場合には、電子閲覧を希望する旨を電子メールにて市へ連絡し、市から設計図書を電子ファイルにて送付する。

（北見市総務部契約課：keiyaku@city.kitami.lg.jp）

なお、設計図書の配付対象者は、北見市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に対象工事と同一の業種、B 等級及び市内に登録されている者とする。

7 設計図書に対する質問

(1) 提出方法

書面（様式 8）により持参、郵送又はファクシミリにより提出を受け付ける。

(2) 提出先及び期限

3 (4) へ入札日の 7 日前（7 日前が休日に当たる場合は、前開庁日）までに提出すること（質疑事項がない場合は提出不要）。

(3) 質問への回答

質問者に対しては、書面（様式 9）によりファクシミリ等で回答する。なお、質問に対する回答書は、入札日の前日までの休日を除く毎日、午前 8 時 45 分か

ら午後 5 時 30 分まで、3 (4) の場所において閲覧に供する。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出期間及び開札の日時

入札書等の提出期間 令和 8 年 8 月 4 日午前 9 時から

令和 8 年 8 月 18 日午後 3 時まで

入札及び開札の日時 令和 8 年 8 月 19 日午前 9 時 30 分

入札及び開札の場所 北見市役所本庁舎入札室(北見市大通西 3 丁目 1 番地 1)

(2) 入札書等の提出方法

入札書、工事費内訳書を提出する。

電子入札システムにより参加申請した者は、電子入札システムにより提出する。

紙による入札書等は 3 (4) に提出する。

9 契約事項を示す場所

3 (4) の場所で閲覧に供する。

10 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要する。契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上。

ただし、次に掲げる方法のいずれかによる。

- ① 契約保証金の納付(現金による納付)
- ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ③ 金融機関(銀行等)又は前払保証事業会社による保証
- ④ 公共工事履行保証による保証
- ⑤ 履行保証保険契約の締結

(3) 予定価格の公表

事前公表

(4) 支払条件

① 前金払

契約金額の 4 割以内に相当する額。

② 中間前金払

契約締結時に、中間前金払か部分払を選択し、中間前金払を選択した場合、前金払の支払いを受けた後、規定の要件を満たした場合、契約金額の 2 割以内に相当する額。

③ 部分払

契約締結時に部分払を選択した場合に支払う。既成部分の 10 分の 9 以内を限度とする。

(5) 最低制限価格の設定

設定する。

(6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

(7) 週休 2 日設定工事について

① 本工事は、「週休 2 日設定工事」の対象工事である。

② 受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

ただし、受注者が希望しない場合はこの限りではない。

(8) 工期について

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス工事）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、工期の報告は受注した者のみ提出するため、入札参加者は、資格確認資料提出時には報告を要しない。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。(8) 入札の中止等入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。

(9) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(10) 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。

(11) 本告示に記載のない事項等詳細は、対象工事の入札説明書による。

11 契約担当

3（4）に同じ。